

令和 7 年 12 月 25 日

ダイヤモンドインフラストラクチャー投資事業有限責任組合
に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、ダイヤモンドインフラストラクチャー投資事業有限責任組合（以下「本ファンド」という。）に関して、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 54 条第 1 項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

機構は、PFI 法第 31 条（機構の目的）で、特定選定事業（※）を支援する事業を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進することとされております。また、「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 7 年改訂版）」でも、民間インフラファンドの組成を推進することなど、民間のインフラ投資市場の成長に寄与することとされております。

本件は、機構として 2 件目の民間インフラファンド支援となります。

（※）公共施設等の整備等に関する事業で、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものであって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するもの。

1. 本ファンドの概要について

本ファンドは、三菱商事株式会社の 100% 連結子会社である丸の内インフラストラクチャー株式会社により、2025 年 1 月に組成されたものです。

本ファンドは、既に国内の機関投資家等から出資コミットを受けており、2026 年 9 月に予定されているファイナルクローズまでに、500 億円を目標とし、最大 550 億円を上限として、出資コミットを受ける予定です。

2. 対象事業者について

対象事業者名：ダイヤモンドインフラストラクチャー投資事業有限責任組合

本ファンドは、丸の内インフラストラクチャー株式会社が無限責任組合員として業務執行を行い、機構及び国内の機関投資家等が有限責任組合員となります。

3. 特定選定事業等支援の内容について

本支援決定に基づき、機構は有限責任組合員として 50 億円の出資を約す投資事業有限責任組合契約を締結しました。機構の出資金は、本ファンドを通じて、特定選定事業かつ PFI 法が定める支援基準を満たす案件に限定して出融資されます。

以上



民間資金等活用事業推進機構

Private Finance Initiative Promotion Corporation of Japan

(お問い合わせ先)

株式会社民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）

東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル8階

電話：03-6256-0071

Email：info@pfipcj.co.jp

URL：www.pfipcj.co.jp